

WEBサイト制作・サービス利用規約

この利用規約(以下「本規約」)は、合同会社はたのね(以下「当社」)が、提供するホームページ制作及びデザイン制作、管理業務に関するサービス(以下「本サービス」)の利用について規定するものです。

本サービスをご利用になられる方(以下「利用者」)は、事前に必ず本規約の内容をご確認ください。
本サービスの利用申し込みを行った時点で本規約の内容を承諾しているものとみなします。

本規約は、本サービスの利用に関し、当社及び利用者との間に適用されます。

なお、当社は利用者の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとし、利用者は変更後の利用規約に従うものとします。
当該変更・改訂は当社WEBサイト上に公開するものとします。

第1条【目的】

- 本契約に従い、利用者は当社に対して、利用者のWEBページの制作(以下「本件業務」という。)を委託し、当社はこれを受託する。
- 本件業務を適切に履行するためには利用者当社との協同が必要不可欠であることに鑑み、利用者は、当社より本件業務遂行のために協力するよう要請があった場合、合理的な範囲内で必要な協力を行うものとする。

第2条【再委託】

- 当社は、本業務を実施するために、当社の裁量にて第三者の本件業務の全部または一部を再委託することができ、利用者は当該再委託を予め承諾する。
- 前項の場合においても、当該第三者の行為はすべて当社の行為とみなし、当社がそのすべての責任を負う。

第3条【本件業務の内容等】

- 当社は、利用者のWEBページの構成、デザインの概要等を記載した利用者及び当社が別途合意により書面で定める申込書または見積書(名称は問わない。以下「本件申込書」という。)に従って、本件WEBサイトの制作を行うものとする。
- 本件申込書は本契約の一部を構成し、本件申込書の内容を変更する場合には、第11条(契約の変更)所定の手続きに従う。

第4条【契約と契約期間】

- 本サービスの初年度契約期間は1年間とする。当社と利用者間で本件申込書を交わすことで契約開始とする。
- 利用者から解約のお申し出がない場合は、次期契約更新成立とし、支払義務が発生するものとする。更新は、本契約と同一条件で延長するものとし、以後も同様とする。

第5条【解約・返品・キャンセル】

- 利用者が本サービスの解約を行おうとする場合、毎月15日までに規定の解約申込書を当社に提出するものとする。
- 保守管理費が割引となる1年分一括払いで途中解約をされた場合、返金はしないものとする。
- 利用者は、解約時にデータ処理費(ドメイン:22,000円税込)とドメイン移管料(11,000円税込)を支払うことにより、WEBページデータを移行することができるものとする。動的コンテンツ、ソースコード、各種システムプログラムを除いた静的コンテンツのデータを譲渡する。
- サービスの性質上、返品は出来ないことを利用者は承諾するものとする。
- 利用者が本サービスの契約成立後にキャンセルを行おうとする場合、本件業務工程分の支払義務が発生するものとする。制作着手金から工程分を差し引き返金する場合の振込手数料は利用者負担とする。

第6条【納入物の検査手続等】

- 利用者は、納入物の受領後、30日内(以下「検査期間」という。)に、その内容が本件申込書に合致したものであるか否かの検査を行う。
- 前項の検査の結果、納入物が本件申込書に合致したものでない場合には、利用者は、検査期間内にその旨を当社に通知する。
- 当社は、前項の利用者の通知に従い、すみやかに納入物を本件申込書に合致したものとすよう補正、修正または変更を行い、当該補正等を行った納入物を利用者へ再提出するものとする。
- 前項の手続により再提出された納入物の取扱は、本条1項ないし3項の定めに準じるものとする。
- 検査期間を過ぎても、本条2項の通知がない場合は、検査期間満了日をもって検査に合格したものとみなす。

第7条【料金の支払】

- 利用者は、当社に対し、本件業務の料金を作業開始日までに支払うものとする。
- 利用者の責めに帰す事由(利用者が本件申込書とは異なる要求を行うこと、本件業務に必要な資料を当社に提供しないこと等を含み、これらの事由に限られない)により、納入物を納入できなかった場合、利用者は当社に対し、前項に定める料金を別途見積書に従い支払うものとする。
- 制作期間中において、2か月以上の音信不通や利用者の帰責事由によりWEBサイトの制作が行えないと当社が判断した場合は、料金全額を支払うものとする。

第8条【責任】

- 第6条に基づく検査合格後、納入物に本件申込書との不一致が発見された場合、利用者の請求に従い、当社はすみやかに納入物を本件申込書に合致したものとすよう補正、修正または変更を行い、当該補正等を行った納入物を利用者へ提出する。当該補正等及び提出は無償とする。
- 当社が前項の責任を負う期間は、検査合格日から1ヶ月とする。

第9条【資料の管理】

- 当社は、利用者から本件業務に関する資料(デジタルファイルないしデジタルデータを含む。以下同じ。)を提供された場合、当該資料を善良なる管理者の注意をもって管理及び保管し、かつ本件業務以外の用途には使用してはならない。
- 当社は、利用者が管理方法(施錠保管、コピー禁止、使用者の限定、アクセス用パスワードの設定等を含むが、これらに限定されない。)を指示して提供した資料については、その管理方法を遵守するよう努めるものとする。

3. 当社は、前項の場合を除き、本条 1 項の資料を本件業務遂行上必要な範囲内でのみ複製または改変できる。また、当社は、その従業員または第 2 条に基づく再委託先に対し、本件業務遂行上必要最小限度の範囲内に限り、本条 1 項の資料を使用させることができる。
4. 当社は、本条 1 項の資料(本条 3 項による複製物及び改変物を含む。以下同じ。)を、常時所在を特定可能なように整理して保管するものとし、他の資料と混合させてはならない。
5. 当社は、権限のない者が本条 1 項の資料にアクセスすることを防止する措置を講じるものとする。
6. 当社は、本条 1 項の資料が本件業務終了後に不要となった時は破棄し、原則として返却をしないものとする。

第10条【損害賠償】

1. 利用者及び当社は、本契約に基づく債務を履行しないこと、その他原因の如何を問わず相手方に損害を与えた場合、本契約の解除の有無に関わらず、委託料を上限として損害賠償責任を負うものとする。ただし、債務不履行の原因が天災地変その他利用者及び当社の責に帰すことができない事由であることを利用者及び当社が証明した場合を除く。

第11条【契約の変更】

1. 利用者または当社は、本契約の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明示してメールまたは書面をもって相手方に申し入れる。
2. 前項の申入れがあった場合、利用者及び当社は、当該申入れの日から 14 日以内に当該変更の内容及び可否につき協議を行う。
3. 利用者が当社に対し、本件申込書で定められた利用者の WEB ページの構成、デザイン等の変更を申し入れ、当該変更が当社において可能であるときは、当社は当該変更に応じることとする。ただし、それにより当社の作業量が増加するときは、増加した作業量に従い合理的な額だけ制作料金を増加し、必要な場合は作業時間を延長するものとする。

第12条【権利の帰属】

1. 利用者の WEB ページの構成、デザイン、プログラム等の納入物に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、利用者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、当社に帰属するものとする。
2. 利用者は、納入物のうちプログラムの複製物を、著作権法第 47 条の 3 に従って自己利用に必要な範囲で、複製、翻案することができるものとする。なお、当社は、かかる利用について著作者人格権を行使しないものとする。

第13条【第三者の権利侵害】

1. 当社は、第三者のデザインの模倣や第三者の著作物、営業秘密、不正競争防止法上の権利等の無断使用をしてはならず、納入物が第三者の保有する権利に抵触しないように留意するとともに、抵触の問題が発生した場合、または発生のおそれのある場合、直ちにその旨を利用者に通知し、万一、抵触した場合、当社は自己の責任と費用で当該問題を解決するものとし、利用者に何らの損害も及ぼさないものとし、利用者が万一損害を被った場合はその損害を第10条に従って賠償するものとする。但し、利用者が指定した著作物、その他利用者の指示・提供による場合はこの限りではない。

第14条【契約解除】

1. 相手方が本契約上の義務に違反し、書面で違反の是正を催告するも当該催告書の到達から 30 日以内に義務違反状態が解消されないときは、催告した当事者は相手方に対する書面による解除通知により本契約を解除することができる。
2. 本契約の義務違反の結果、他方当事者に重大な損害を与えた事実が本契約の一方当事者に発生した場合は、他方当事者は事前の催告を要しないで、相手方に対する書面による解除通知により直ちに本契約を解除することができる。
3. 本条に基づく本契約の解除は、その原因となった当事者に対する損害賠償請求を妨げない。

第15条【免責事項】

1. 当社は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除いては一切責任を負わないものとする。
2. 当社は、レンタルサーバー及びアプリケーションの不具合等によって利用者に損害が発生した場合、いかなる責任も負わないものとする。
3. 制作期間中において、2か月以上の音信不通や利用者の帰責事由によりWEBサイトの制作が行えないと当社が判断した場合は、制作がすべて完了したものと、以後の制作の責任を負わないものとする。制作を再開する場合は別途料金が発生するものとする。
4. 利用者は、パスワード等の不正使用に起因するすべての損害について、賠償責任を負うものとする。不正使用等から生じたいかなる損害についても、当社は一切責任を負わないものとする。

第16条【サービスの停止】

1. 利用者が支払い義務を怠り、利用料金の未払いが発生した場合、未払い月より3か月をもってサービスを停止するものとする。その際、利用者の情報(ドメイン、ホームページ、メールアカウント等)を削除できるものとし、当社は代償等いかなる責任も負わないものとする。

第17条【WEBサイト制作実績の公開】

1. 利用者からの依頼により制作したWEBサイト等を、当社は当社WEBサイト上の制作実績として公開できるものとする。利用者は、WEBサイト制作実績の公開を拒否出来るものとする。
2. 利用者が当社に対して、WEBサイト制作実績の公開拒否を通知した場合に限り、当社は制作実績として公開しないこととする。

第18条【誠実協議】

1. 本契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、当事者誠意をもって協議のうえその解決に努めるものとする。

第19条【合意管轄】

1. 利用者及び当社は、本契約に関して訴訟が提起された場合は、前橋地方裁判所を唯一専属の管轄裁判所とすることに合意する。

第20条【存続規定】

1. 本契約の解除その他理由の如何を問わず、本契約終了後も、第10条、第12条、第13条、第15条、第16条、第19条及び本条の規定は有効に存続する。